

# 第 1 2 章 公害への苦情

## 第 1 節 公害苦情の状況

平成24年度においては、県及び市町村で新たに1,394件の公害苦情を受理しました。

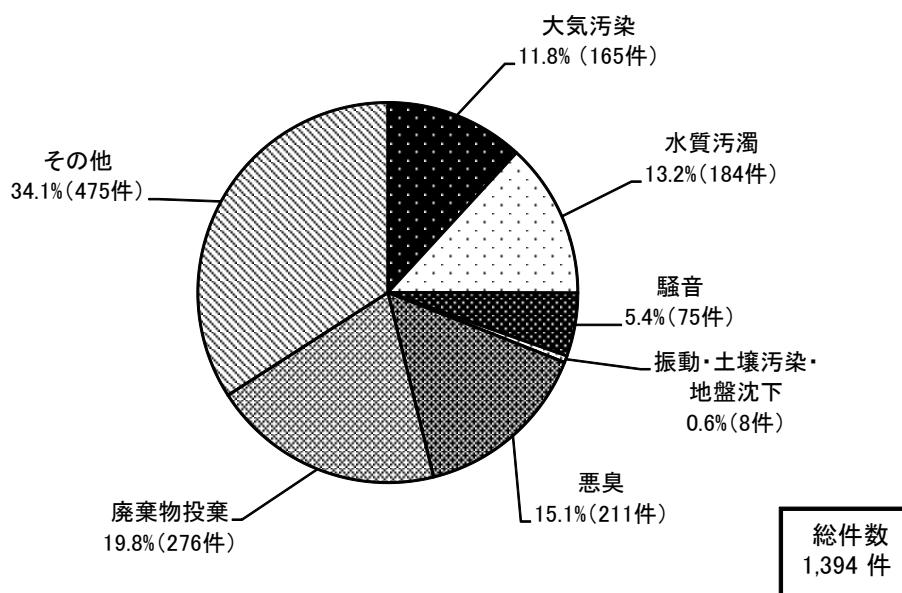
そのうち、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する苦情は643件（46.1%）、典型7公害以外の苦情は751件（53.9%）でした。

### 1 公害苦情の種類別受理状況（新規直接受理）

典型7公害に関する苦情では、悪臭が211件（15.1%）と最も多く、次いで水質汚濁が184件（13.2%）、大気汚染165件（11.8%）の順となっています。

また、典型7公害以外の苦情では、廃棄物の不法投棄が276件（19.8%）となっています。

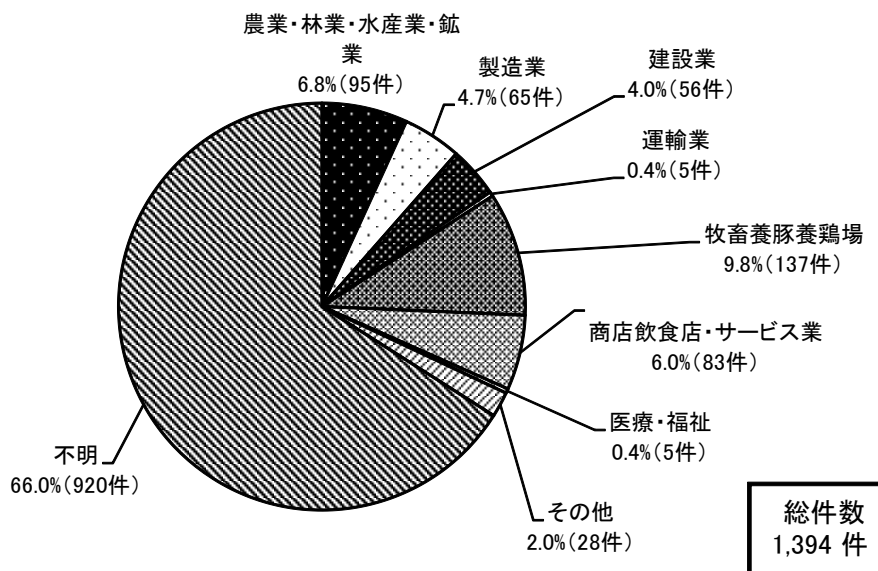
公害苦情の種類別受理件数(新規直接受理:平成24年度)



## 2 発生源別公害苦情の状況（新規直接受理）

公害発生源別業種別に苦情の状況を見ると、発生源が明らかな苦情の中では牧畜養豚養鶏場が137件（9.8%）と最も多く、次いで農業・林業・水産業・鉱業が95件（6.8%）、商店飲食店・サービス業が83件（6.0%）の順となっています。

発生源業種別公害苦情の状況(新規直接受理:平成24年度)



※ グラフ内の「その他」は、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、教育・学習支援業、その他の合計を示します。

### (1) 牧畜養豚養鶏場に関する苦情の状況

牧畜養豚養鶏場に関する苦情件数137件の内訳は、業種別にみると、養豚場が55件（40.1%）、養牛場が19件（13.9%）、養鶏場が17件（12.4%）となっています。また、公害の種類別でみると、悪臭が61件（44.5%）、水質汚濁が28件（20.4%）となっています。

### (2) 農業・林業・水産業・鉱業に関する苦情の状況

農業・林業・水産業・鉱業に関する苦情件数95件の内訳は、業種別にみると、農業が88件（92.6%）、林業が5件（5.3%）、水産業及び鉱業がそれぞれ1件（1.1%）となっています。また、公害の種類別でみると、悪臭が57件（60.0%）、水質汚濁が23件（24.2%）となっています。

### (3) 商店飲食店・サービス業に関する苦情の状況

商店飲食店・サービス業に関する苦情件数83件の内訳については、公害の種類別でみると、主に騒音21件（25.3%）、水質汚濁19件（22.9%）、悪臭12件（14.5%）となっています。

### (4) 製造業に関する苦情の状況

製造業に関する苦情件数65件の内訳は、公害の種類別でみると、主に水質汚濁が29件（44.6%）、悪臭15件（23.1%）、大気汚染が9件（13.8%）となっています。

### (5) 建設業に関する苦情の状況

建設業に関する苦情件数56件の内訳は、公害の種類別にみると、主に騒音18件（32.1%）、大気汚染10件（17.9%）、水質汚濁が7件（12.5%）となっています。

## 第2節 苦情処理の状況

平成24年度の公害苦情受理及び処理の総件数は1,396件で、受理件数の内訳は、新規直接受理1,394件であり、その処理状況は直接処理解決1,242件、他へ移送24件、翌年度へ繰越3件、その他127件となっています。

公害苦情の受理件数及び処理件数（平成24年度）

| 機 関   | 受 理 件 数 |             |               | 処 理 件 数 |             |         |             |     |
|-------|---------|-------------|---------------|---------|-------------|---------|-------------|-----|
|       | 計       | 新 規 直 接 受 理 | 前 年 度 か ら 繰 越 | 計       | 直 接 処 理 解 決 | 他 へ 移 送 | 翌 年 度 へ 繰 越 | その他 |
| 県     | 169     | 168         | 1             | 169     | 111         | 2       | 1           | 55  |
| 市 町 村 | 1,227   | 1,226       | 1             | 1,227   | 1,131       | 22      | 2           | 72  |
| 計     | 1,396   | 1,394       | 2             | 1,396   | 1,242       | 24      | 3           | 127 |

## 第3節 公害紛争処理の状況

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、昭和45年に制定された公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられています。

公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会が設置されており、あっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみです。）の4つの手続により、紛争の解決が図られています。

本県においても、公害紛争処理法に基づき昭和45年に宮崎県公害紛争処理条例を制定するとともに、同条例に基づき宮崎県公害審査会を設置し、公害に係る紛争の処理体制を整備しました。

これまでの本県での処理事案は、平成3年度に1件、平成6年度に1件、平成15年度に2件、平成17年度に1件で、いずれも調停事件となっています。